

佐賀県規則第6号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則（平成24年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（食育推進計画）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定は、<u>条例第12条第1項第1号</u>（第15条第1項及び第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定により児童養護施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設が策定する食育推進計画について準用する。この場合において、第1項第1号及び第3号中「乳幼児」とあるのは「児童」と、同項第4号中「乳幼児期からの食育」とあるのは「食育」と読み替えるものとする。</p>	<p>（食育推進計画）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定は、<u>条例第12条第1項第1号</u>（第15条第1項及び第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定により児童養護施設、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設が策定する食育推進計画について準用する。この場合において、第1項第1号及び第3号中「乳幼児」とあるのは「児童」と、同項第4号中「<u>乳幼児期からの食育</u>」とあるのは「食育」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。